

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年7月30日（令和2年（行個）諮問第125号）

答申日：令和3年5月27日（令和3年度（行個）答申第17号）

事件名：離職証明書の内容について本人が特定公共職業安定所に異議を申し立てた件に関する特定事業場の回答文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成30年特定日B付けで、特定公共職業安定所にて受理された開示請求人の離職票について、離職日の逆転について当時の担当課長様に会社宛てに逆転理由についての回答を求めた、特定事業場からの回答書一式。

（特定事業場とは特定日Cに話しをしたのに、離職届が特定日B付けになっていた。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月17日付け兵労個開第309号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

審査請求人は、平成30年特定日Aから労働災害により休業中であったが、特定事業場からの退職勧奨等に関し平成30年11月下旬頃から話合いをしていた。

平成30年特定日B付けで特定事業場から特定公共職業安定所（以下「公共職業安定所」は「安定所」という。）に離職票が提出され受理された。当方から特定事業場に対し、最終返答は平成30年特定日Cに行う旨を直接伝えていたが、当方からの返答を待たずに離職票を作成し提出していた（数回の話合いの中で、当方は、自己都合で退職する意思はなく、退職願も提出しない旨意思を伝えている。）。

本件は、労働災害で休業中の解雇であり、「解雇制限」を無視した違

法行為である。その行為について特定事業場から特定安定所に提出された書類の全部開示は、当然の処分であると考える。

## (2) 意見書

理由説明書を見たが、残念な回答で、落胆しかない。

平成30年特定日Aの業務中に労働災害が発生し、その1週間後に特定部位骨折の手術を行い、その約1年3か月後に抜釘術を行い、更に約3か月後に症状固定。被災から約1年9か月後に後遺症認定の決定があった。「解雇」は、この期間中の出来事である。

本件開示請求は、通常の「退職勧奨」における離職票の提出日の逆転についての情報ではない。「労働基準法19条（解雇制限）によって禁止されている期間に退職勧奨」され、当方からの特定事業場に対する最終回答日以前の日付けで提出された離職票について開示を求めるものであり、審査請求人には説明を知る権利があると考える。（中略）当方の最終回答期日以前に離職票が提出されたのであり、解雇（会社都合）であることは揺るぎない事実である。

労働基準法19条に違反した不法行為であるのに、不利益を被った審査請求人の請求は退けられ、不法行為を行った特定事業場の個人情報を守られるのであれば、何を保護する法律なのか。当事者として、知る権利すらないのか。（中略）

失業保険申請時には、離職票提出時の自己都合退職から会社都合退職に変更になり、安定所も解雇（会社都合）を認めている。このような状況（解雇制限中の解雇）であっても、特定事業場の個人情報は守られるべきなのか。特定事業場による回答書の提出時には、社長、部長、社労士の同席があったと聞いている。このことから、特定事業場及び社労士において、労働基準法19条に該当することは認識済みであり、当然、特定事業場等においては、回答書の提出時に同文書を開示しない条件での提出を条件としないと不利だと考えてのことであったと考える。

理由説明書にある法14条3号イ及びロについては、当方の利益は害されているのに、特定事業場は守られるのか。当方が回答を求め、担当課長に依頼したことであり、開示しないと条件であっても、不法行為である今回は合理的であると思われる。（中略）

審査請求人は特定安定所で回答書を見ており、（中略）文面を確認している。書類確認時に、担当課長から「今後情報開示すれば、必要な書類は出せる」と聞いていたのに、部分開示は納得しかねる。（中略）

審査請求人は、労働基準法19条違反であると認識した特定事業場により事実上解雇された。当該事業場は当方による自己都合退職として離職票を提出したが、本来提出すべき日時以前に提出されたことにより、事実が白日の下に晒されたのである。よって、本件開示請求については、

部分開示でなく全部開示とすることが妥当であるとする。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年2月6日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人は原処分を不服として、同年4月21日付け（同月24日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分は妥当であるとする。

#### 3 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

##### (1) 法14条2号該当性

文書1には、特定事業場の職員に関する情報が記載されている。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

##### (2) 法14条3号イ及びロ該当性

文書3のうち、特定事業場の印影は、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当する。その余の部分には、労働局（原文ママ）の要請を受けて開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるものが記載されており、これらは同号ロに該当することから、不開示とすることが妥当である。

##### (3) 法14条7号柱書き該当性

文書2及び文書3には、特定安定所が特定事業場から聴取等した離職理由に係る離職の経緯及び参考情報が記載されている。離職理由は、雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、離職区分を判断する上で重要な情報となる。仮にこれらの情報が開示されれば、事業場が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業場からの収集が阻害され、安定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、「特定事業場から特定安定所に提出された書類の全部開示は、当然の処分」等と主張しているが、上記3のとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号により不開示情報該当性を判断しており、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

## 5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年7月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月27日 審議
- ④ 同年9月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和3年4月22日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月20日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1

当該部分は、離職票についての審査請求人の異議申立てに関して特定安定所特定課長が行った応接記録のうち、特定事業場側の来所者の記載の一部である。

当該部分のうち通番1（2）は、下記オに掲げる回答書を提出する際に来所した特定事業場役職員の役職名及び業としてこれに同席した者の職名である。そのうち特定事業場役職員の役職名は、意見書の記載（上記第2の2（2））から、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当する。また、同席者の職名は、その営む事業に関する情報であることから、同号本文に規定する

開示請求者以外の個人に関する情報に該当しない。

当該部分のその余の部分は、来所者の記載であることを示すにすぎず、個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番2ないし通番6

当該部分は、特定事業場が特定安定所に提出した審査請求人と同事業場との面談概要の一部である。当該部分には、標題、面談の日時、場所、参加者、話合いの概要及び参加者の主な発言内容並びに審査請求人と同事業場担当者との事務的なやり取り（書類の受渡し・送付等を含む。）が記載されている。

当該部分は、原処分において開示されている情報と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、安定所が行う雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番7

当該部分は、特定事業場が特定安定所に提出した文書の一部であり、当該事業場の従業員就業規則の抜粋である。

就業規則については、労働基準法106条1項の規定により労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、当該事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番8

当該部分は、特定事業場が特定安定所に提出した文書の一部であり、審査請求人と特定事業場の貸借関係の経緯を同事業場がまとめたものである。

文書2の47頁の記載によると、当該部分は、特定事業場から審査請求人に送付されていることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番9（1）

当該部分は、特定事業場が特定安定所の照会に応じて提出した回答書（添付文書を含む。以下同じ。）に記載された特定安定所及び特定

労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の職員，特定事業場の代表者及び職員並びに特定病院の医師の職氏名（所属名を含む。）である。当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち特定安定所及び特定監督署の職員の氏名は，これらの者の職務の遂行に関する情報であり，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがない限り，公にするものとされているところ，当該氏名を開示しても特段の支障があるとは認められないことから，法14条2号ただし書イに該当する。また，その職名は，同号ただし書ハに該当する。

当該部分のその余の部分は，審査請求人の主治医の職氏名であるか，又は原処分で開示されている情報若しくは推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であると認められることから，法14条2号ただし書イに該当する。

当該部分は，これを開示しても，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また，安定所が行う雇用保険業務及び監督署が行う労災保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず，審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが，当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって，当該部分は，法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

#### カ 通番9（2）

当該部分は，回答書の一部であり，特定事業場の印影のほか，提出日，件名，特定事業場における審査請求人の過去の言動，同事業場担当者と審査請求人とのやり取り等の記載である。当該部分は，審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分のうち事業場印影は，下記ケに掲げる通番9（5）の文書に押印されている印影と同じものであることから，審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は，原処分において開示されている情報若しくは推認できる内容であるか，又は被災労働者本人である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当せず，また，上記オと同様の理由により，同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

#### キ 通番9（3）

当該部分には、雇用保険の離職票の手続及び雇用保険の受給に関する法令の規定が記載されているにすぎない。当該部分は、個人に関する情報に該当するとは認められず、また、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記オと同様の理由により、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番9(4)

当該部分は、回答書に添付された審査請求人に係る労災事故発生時から退職までの経緯を時系列にまとめた文書の一部である。

文書2の47頁の記載によると、当該文書は特定事業場から審査請求人に送付されていることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分に含まれる特定事業場役職員及び特定監督署職員の職氏名(所属名を含む。)は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記オと同様の理由により、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番9(5)

当該部分は、回答書の添付文書の一部であり、審査請求人と当該事業場の貸借関係の資料である。

当該部分は、審査請求人が署名押印し特定事業場に差し入れた文書の写しであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分の金額欄に押印された同事業場職員の印影は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1

当該部分は、特定安定所に来所した特定事業場の役職員の職氏名及

び同席者の氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2及び通番4ないし通番6

当該部分は、審査請求人と特定事業場との面談概要の記載の一部である。当該部分には、特定事業場の担当者の所見、審査請求人の発言に対する特定事業場担当者の意見や印象、その内部事情等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、調査を行う安定所が信頼を失い、当事者が率直な申述を行うことをちゅうちょするなどにより、正確な事実関係の把握が困難となり、安定所が行う雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番9（下記エを除く。）

当該部分は、特定事業場が特定安定所に提出した文書の一部である。当該部分には、当該事業場における雇用管理に関する方針、審査請求人との面談や話し合いにおける特定事業場の所見、内部事情等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号、3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番9（bに限る。）

当該部分は、特定事業場が特定安定所に提出した文書に添付された資料である。

当該資料を見分したところ、これらの情報は、本件に係る事務を特定事業場から受託した特定の法人が作成していた詳細な業務日報の写し及びその経緯を説明する特定事業場作成の文書であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該特定の法人の個別の契約関係が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。



したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁		2 不開示部分			3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法 1 4 条各号該当性	通番		
文書 1	開示請求者から特定事業場に対する離職票提出に係る異議申立てに関する事項について雇用保険課長対応	1 頁ないし 4 1 頁	1 頁 1 行目 1 1 文字目ないし最終文字, 2 6 行目 1 1 文字目ないし最終文字	2 号	1	(1) 1 頁 1 1 行目 1 3 文字目, 1 4 文字目, 2 3 文字目, 最終文字 (2) 2 6 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目, 2 0 文字目ないし最終文字
文書 2	特定事業場が特定安定所に提出した文書 (平成 3 1 年 特定日 D)	4 2	全て	7 号柱書き	2	全て (1 1 行目及び 1 2 行目を除く。)
		4 3	全て	7 号柱書き	3	全て
		4 4, 4 5	全て	7 号柱書き	4	4 4 頁 1 行目ないし 8 行目, 9 行目 2 1 文字目ないし 1 1 行目, 1 4 行目 1 5 文字目ないし 1 6 行目, 1 9 行目ないし 2 2 行目 1 8 文字目, 4 5 頁全て (7 行目を除く。)
		4 6	全て	7 号柱書き	5	全て (9 行目 3 文字目ないし 1 1 行目を除く。)
		4 7	全て	7 号柱書き	6	全て (5 行目 9 文字目ないし 1 2 文字目, 1 0 行目ないし 1 4 行目及び 1 5 行目 4 文字目ないし 2 8 文字目を除く。)
		4 8, 4 9	全て	7 号柱書き	7	全て
文書 3	特定事業場が特定安定所に提出した文書 (平成 3 1 年 特定日 E)	7 6 ないし 8 7	a 下記を除く全て b 8 5 頁ないし 8 7 頁	2 号, 3 号イ及び口, 7 号柱書き	9	(1) 7 6 頁 2 行目ないし 3 行目 6 文字目, 4 行目ないし 5 行目 6 文字目, 6 行目及び 7 行目 (印影を除く。), 9 行目 4 文字目ないし 2 2 文字目, 3 1 行目 2 7 文字目ないし 3 2 行目 5 文字目, 3 3 行目 5 文字目ないし 1 6 文字目, 7 7 頁 2 行目 2 1 文字目ないし 2 4 文字目, 3 6 行目 2 3 文字目ないし 2 9 文字目, 7

					<p>8頁32行目11文字目ないし28文字目，81頁1行目及び2行目（印影を除く。），83頁2行目ないし3行目6文字目，4行目ないし5行目6文字目，6行目及び7行目（印影を除く。），22行目11文字目ないし15文字目，24行目7文字目，8文字目</p> <p>(2) 76頁1行目，3行目7文字目，5行目7文字目，事業場印影，8行目，9行目1文字目ないし3文字目，11行目19文字目ないし最終文字，25行目ないし29行目3文字目，31行目1文字目ないし26文字目，32行目6文字目ないし33行目4文字目，17文字目ないし35行目，77頁1行目ないし2行目20文字目，25文字目ないし4行目32文字目，7行目ないし12行目7文字目，32文字目ないし15行目18文字目，16行目4文字目ないし17行目7文字目，22文字目ないし24行目，34行目ないし36行目22文字目，30文字目ないし38行目，78頁7行目13文字目ないし8行目8文字目，10行目ないし13行目10文字目，17行目25文字目ないし18行目16文字目，21行目ないし24行目2文字目，13文字目ないし17文字目，29行目31文字目ないし32行目10文字目，最終文字ないし35行目，81頁右上手書き部分，事業場印影，20行目，83頁右上手書き部分，3行目7文字目，5行目7文字目，事業場印影，8行目ないし15行目，19行目2文字目ないし21行目，22行目9文字目，10文字目，16文字目24行目6文字目，9文字目ないし27行目，84頁16行目1文字目ないし14文字目，最終文字ないし19行目13文字目</p> <p>(3) 77頁31行目ないし32行目4文字目，78頁18行目19文字目ないし20行目</p> <p>(4) 79頁及び80頁</p> <p>(5) 82頁</p>
--	--	--	--	--	---

(注) 下線部分は，理由説明書の記載の誤記を当審査会において修正した。